

# 兵庫の最低賃金

☆地域別最低賃金

## 兵庫県最低賃金

時間額  
**960 円**  
(令和4年10月1日発効)

☆兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、  
この兵庫県最低賃金が適用されます。

☆特定(産業別)最低賃金

最低賃金の適用業種	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	<b>1,000 円</b> (令和4年12月1日発効)	(1)塗料製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行つ事業所 (3)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は組立の業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベル貼り、値札付け、検数若しくは運別の業務 ・(注3)(注4)に留意してください
鉄鋼業	<b>1,024 円</b> (令和4年12月1日発効)	(1)鉄鋼業 (2)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は組立の業務 ・(注3)(注4)に留意してください
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	<b>993 円</b> (令和4年12月1日発効)	(1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具等の部品の製造業) ・理化学機械器具等の部品の製造業 ・機械器具・医療機械器具等の部品の製造業 ・電子機器用部品製造業、光学機械器具等の部品の製造業 ・機器製造業及びこれらの事業所を除く。 (4)(注1)に留意してください	・軽い業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラッセル貼り、値札付け、検数又は運別の業務 ・塗装又は工具(車上に搭載する機械器具等)の搬入・搬出の業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・工具の送給、洗浄、取扱え、刻印打ち又は結束の業務 ・材料の送給、洗浄、取扱え、刻印打ち、みがき、曲げ・切り・穴あけ、ねじ合わせ、組立、組縫、組ねん、組付け、かしめ、取り付け、組み立て、組み立て ・(注3)(注4)に留意してください
電子部品・デバイス、 電子回路製造業、 電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	<b>961 円</b> (令和4年12月1日発効)	(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電子機械器具製造業(医療用計測器・製造業) ・経済活動を行つ事業所を除く。 (3)情報通信機械器具製造業 (4)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は組立の業務 ・手作業により又は手工具(車上に搭載する機械器具等)の搬入・搬出の業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 ・工具の送給、洗浄、取扱え、刻印打ち又は結束の業務 ・(注3)(注4)に留意してください
輸送用機械器具製造業	<b>1,034 円</b> (令和4年12月1日発効)	(1)鉄道車両・同部分品製造業 (2)船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3)航空機・同附属品製造業 (4)産業用運搬車両等の部品・附属品製造業(自動車・同部分品の製造業を除く。) (5)その他の産業用機械器具製造業(自動車等の部品の製造業を除く。) (6)(1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行つ事業所 (7)(注1)に留意してください	・軽い業務 ・塗装におけるマスキングの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 ・工具の送給、洗浄、取扱え、刻印打ち又は結束の業務 ・(注3)(注4)に留意してください
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	<b>963 円</b> (令和4年12月1日発効)	(1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具等の部品の製造業) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行つ事業所 (3)(注1)に留意してください	・軽い業務 ・塗装におけるマスキングの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 ・工具の送給、洗浄、取扱え、刻印打ち又は結束の業務 ・(注3)(注4)に留意してください
自動車小売業	<b>963 円</b> (令和4年12月1日発効)	(1)自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行つ事業所 (3)(注1)に留意してください	・洗車又はワックスがけの業務 ・塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務 ・(注3)(注5)に留意してください

「繊維工業」、「各種商品小売業」は、令和4年10月1日から兵庫県最低賃金（時間額960円）が適用されています。

(注1)適用する使用者とは、兵庫県の区域内で適用する使用者欄に掲げるるいすれかの産業を営む使用者をいいます。また、これには純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、適用する使用者欄に掲げるるいすれかの分類されるものに限る。)を含みます。

(注2)業種区分については、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の分類によりますので、総務省統計局のウェブサイト([http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm))で確認してください。

(注3)適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げるるいすれかの分類されるものと同一の経験を有する労働者を指します。

(注4)適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げるるいすれかの分類されるものと同一の経験を有する労働者を指します。

(注5)適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げるるいすれかの分類されるものと同一の経験を有する労働者を指します。

※最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

※最低賃金の発効日が異なりますので、発効日に注意してください。

※支払われる賃金のうち次の賃金は含まれません。

①臨時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ②時間外・休日・深夜労働に対する支払われる賃金 ③精算勤手当、通勤手当、家族手当

※「技能習得中」とは、習得すべき技能が明確であり、計画性をもつて実施されるものを指します。なお、出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、「技能習得中のもの」に該当しません。また、特定(産業別)最低賃金は事務等を行う労働者にも適用されます。

※詳しいことは、兵庫労働基準監督署へお問い合わせください。

## 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金(990円以下)を30円以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。  
詳しくは、兵庫労働局雇用環境・均等企画課 (TEL 078-367-0700)へお問い合わせください。

兵庫労働局 ホームページアドレス  
<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roundoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>



このリーフレットは、労働者の見易いところに掲示してください。